

## 柳井市会計年度任用職員募集要項（大島保育所保育士（早出））

会計年度任用職員とは、1会計年度内を任期として職員の補助業務等に就く非常勤の公務員です。

次の職種において、勤務を希望する人を募集します。

### 1 募集人数

1人

### 2 勤務内容

大島保育所における早出対応保育士

### 3 応募資格

保育士資格を有する者

### 4 勤務条件

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 任用から1か月間は、条件付採用期間です。
勤務場所	大島保育所
勤務日数	週5日以内で指定する日
勤務時間	午前7時から午前10時まで（3時間）
給料又は報酬の額	時給1,396円 ※任用期間中に制度改正により金額が変更となる場合があります。
給料又は報酬の支給日	翌月20日
期末勤勉手当	支給無し
休日	週休日（土・日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日まで
休暇等	年次有給休暇、特別休暇（有給、無給）
諸手当（相当する報酬又は費用弁償を含む。）	通勤手当（規定による。）
健康保険	適用無し
厚生年金保険	適用無し

雇用保険	適用無し
公務災害	労働者災害補償制度
服務	守秘義務、職務専念義務など地方公務員法の規定が適用されます。 。

## 5 選考方法

- (1) 書類審査・面接による選考試験を実施
- (2) 面接を実施する場合は、日時を別途通知
- (3) 選考結果は、応募者全員に通知

## 6 応募手続等

履歴書（市販の物）及び資格証明書の写しをこどもサポート課または大島保育所に提出してください。

## 7 その他

令和8年度の募集につきましては、令和8年度予算成立が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号、以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

## 8 問い合わせ・応募先

〒749-0101 柳井市神代2966-25

柳井市立大島保育所

電話0820-45-2619

平日午前8時30分から午後5時15分まで

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

柳井市役所こどもサポート課

電話0820-22-2111（内線321）

平日午前8時30分から午後5時15分まで